

〔登録取消・一時停止 措置実施状況〕(2011年10,11月度)

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

- H23年11月(近畿地方)
エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。
＜規約第7条1.(5)＞
- H23年10月(関東地方)
エアバッグ類(運転席・助手席)を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。
また、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。
＜規約第7条1.(5)および(8)＞
- H23年10月(関東地方)
エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。
＜規約第7条1.(5)＞
- H23年10月(関東地方)
エアバッグ類(運転席・助手席・シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。
＜規約第7条1.(5)および(8)＞